新潟県条例第31号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
(1)～(6)　（略）
(7)　農林水産部関係
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>４　食品表示法（平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにある食品関連事業者（法第２条第３項第１号に規定する食品関連事業者をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限り、酒類並びにアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものを除く。）
(1)　法第６条第１項の規定による指示
(2)　法第６条第５項の規定による命令（前号に掲げる事務に係るものに限る。）
(3)　法第７条の規定による公表（前２号に掲げる事務に係るものに限る。）
(4)　法第８条第１項及び第２項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査及び質問（食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に係るものを含む。）
(5)　法第12条第１項の規定による申出の受付
(6)　法第12条第３項の規定による調査</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
(8)・(9)　（略）
</td><td>
別表（第２条関係）
(1)～(6)　（略）
(7)　農林水産部関係
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>４　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにある製造業者等（法第14条第１項に規定する製造業者等をいう。）に係るものに限る。）
(1)　法第19条の14第１項の規定による指示
(2)　法第19条の14第４項の規定による命令（前号に掲げる事務に係るものに限る。）
(3)　法第19条の14の２の規定による公表（前２号に掲げる事務に係るものに限る。）
(4)　法第20条第３項の規定による報告の徴収及び立入検査
(5)　法第21条の２第１項の規定による申出の受付
(6)　法第21条の２第２項の規定による調査</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
(8)・(9)　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施

行する。